

## 第10章 運営・体制

本章では、第7章から第9章で示した保存管理、活用、整備を適正に、かつ効率的に実施するため、運営・体制に係わる方向性と具体的な方法について記述する。

### 第1節 運営・体制の方向性

筑後国府跡の保存管理、活用、整備に係わる運営にあたっては、土地の所有者や占有者等に理解・協力を求め、地域との連携・協働による運営体制の構築に取り組む。

庁内については、市文化財保護課が主体となって関係部局との連携に取り組む。

関係機関との連携にあたっては、文化庁・県文化財保護課と協議し、指導・助言を仰ぎながら、その他関係機関との連携強化に取り組む。

### 第2節 運営・体制づくりの方法

#### 1. 地域との連携・協働による運営体制

筑後国府跡の保存活用の推進には、地域住民の理解と協力が不可欠である。そのため、本計画内容の周知のほか、関係する情報の提供・共有化を図りながら、筑後国府跡の保存活用、さらにはその魅力を活かしたまちづくりの機運醸成に努める。

また、合川校区まちづくり運営協議会とも密接な連携を図り、筑後国府跡の保存活用にとともに取り組んでいくことができる協働体制の構築に向けて、本市は筑後国府跡の管理団体となることを目指す。

#### 2. 庁内における体制強化

今後の筑後国府跡の保存活用に資する多様な業務に対応していくため、人材育成と確保等について文化財部局の体制強化を行っていく。また、筑後国府跡を含めた文化財の保存活用に関して、新たな取組を含め、多岐にわたる事業を推進することが想定される。したがって、都市建設部局をはじめ、教育、文化振興、観光、健康づくりなど久留米市役所内の連携体制の充実・強化を図る。

なお、本計画の遂行にあたっては、市文化財専門委員会、市文化財保存活用地域計画協議会において有識者に意見・指導を求めるとともに、今後実施する整備計画の策定については、地域代表や有識者、関係機関等とも連携した計画策定委員会の設置する。

#### 3. 関係機関との連携体制の強化・整備

筑後国府跡の保存管理、活用、整備は、文化庁や県との連携をより一層強化し、指導・支援を受けながら、推進する。また、県内外を問わず古代官衙遺跡の管理運営を担う組織のほか、大学や研究機関等とも情報交換を密にし、共同事業や共同研究等の検討・実施に取り組む。

## 第11章 実施計画と経過観察

本計画は、筑後国府跡の保存活用を進め、筑後国府跡を将来へ確実に継承し、市民を含めた多様な主体と連携しながら、今後のまちづくりにも資する活用を展開することを目指すものである。

本章では、この実現に向けて、今後実施する施策の実実施計画と経過観察について示す。

### 第1節 実施計画

前章までに示した保存管理、活用、整備および運営・体制の内容を実施計画として整理する（表11-1-1）。実施期間は、前期を令和2年度から令和6年度までの5年間および後期を令和7年度から令和11年度までの5年間と設定する。

表 11-1-1 実施計画表

主な施策		前期	後期	
保存管理	取扱い基準や方針の関係者への周知	●	●	
	巡回や除草等の日常的管理	●	●	
	指定地における現状変更の確認・許可	●	●	
	き損等に対する保存措置	●	●	
	指定地外における土木工事等への対応	●	●	
	追加指定	※随時		
	公有化の推進	※随時		
	発掘調査等の調査研究の実施	※随時		
活用	学びの場としての活用	出前講座の実施	●	●
		遺跡見学会の実施	●	●
		副読本の作成	●	●
		筑後国府跡に関する展示会の開催	●	●
		現地説明会の実施	●	●
		ウォーキングイベントの開催	●	●
	交流の場としての活用	地域主体のイベントの開催		●
		発掘体験の実施	●	●
		講演会の実施	●	●
	周辺の歴史遺産や公共施設等との一体的な活用	マップの作成	●	●
マップを活かした回遊・見学ツアーの実施		●	●	
整備	整備計画等の策定	●	●	
	保存のための整備		●	
	活用のための整備		●	
	筑後国府跡と周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備	●	●	
運営・体制	地域との連携・協働による運営体制		●	
	庁内における体制強化	●	●	
	関係機関との連携体制の強化・整備	●	●	

## 第2節 経過観察

前節で示した保存管理、活用、整備および運営・体制に係わる各施策が適切に実施されているかを確認するとともに、今後計画を見直し、更新していく際に、新たな施策や方針を立案していくために経過観察が必要である。

経過観察にあたっては表 11-2-1 のとおり各施策について年度ごとに実施し、内容は必要に応じて検討・修正する。なお、経過観察の結果は次期計画策定時の基礎資料とする。

表 11-2-1 経過観察計画（令和2年（2020）3月時点）

主な施策		経過観察の視点	
保存管理	取扱い基準や方針の関係者への周知	協議回数、実績	
	巡回や除草等の日常的管理	実施回数	
	指定地における現状変更の確認・許可	届出件数、協議内容	
	き損等に対する保存措置	復旧等件数	
	指定地外における土木工事等への対応	届出件数、協議内容	
	追加指定	追加指定の有無	
	公有化の推進	公有化面積、筆数	
	発掘調査等の調査研究の実施	調査回数、報告書刊行の有無	
活用	学びの場としての活用	出前講座の実施	開催回数
		遺跡見学会の実施	開催回数、参加人数
		副読本の作成	開催回数、参加人数
		筑後国府跡に関する展示会の開催	開催回数、参加人数
		現地説明会の実施	開催回数、参加人数
		ウォーキングイベントの開催	開催回数、参加人数
	交流の場としての活用	地域主体のイベントの開催	開催回数、参加人数
		発掘体験の実施	開催回数、参加人数
		講演会の実施	開催回数、参加人数
	周辺の歴史遺産や公共施設等との一体的な活用	マップの作成	作成数
マップを活かした回遊・見学ツアーの実施		開催回数、参加人数	
整備	整備計画等の策定	策定実績	
	保存のための整備	整備実績	
	活用のための整備	整備実績	
	筑後国府跡と周辺に所在する歴史遺産等を一体的に活用する整備	整備実績	
運営・体制	地域との連携・協働による運営体制	協議回数等	
	庁内における体制強化	職員数、協議回数	
	関係機関との連携体制の強化・整備	協議回数等	

## 第3節 計画の見直し

本計画の計画期間は令和2年4月1日より令和12年3月31日までとするが、社会環境・情勢の変化、公有化や整備の進展などを考慮し、必要に応じて、計画内容の見直し・改訂を実施する。

